願い奉る口上書の御事

一我等儀、穴山町長人役仰付けさせられ、只今迄
御役相勤め罷り有り候所、年罷り寄りその上三
年以前に大病仕り、それ已後不行前に罷り成り、
ことに耳なども遠く罷り成り候へば、御公用万事に付け
心元無き義共に存じ奉り候間、御訴訟申し上げ候
よって御慈悲をもって、長人役御赦免遊ばされ
下され候様に願い奉り候、その儀においては有難く
存じ奉るべく候　以上

貞享元子の年十一月二十五日　穴山町長人
御奉行所　　半右エ門　（印）